

## 江東区物価高騰重点支援給付金（追加給付分） （7万円/1世帯）のご案内

**DV（ドメスティック・バイオレンス）等避難中※<sup>1</sup>でも受給できる場合があります**

- DV等で住所地※<sup>2</sup>以外に避難中の方は、独立した世帯とみなします。ご自身が江東区へ避難しており、一定の要件（DV等避難中であることの証明、収入要件）を満たせば、次のような場合でも給付金を受給できます。
  - 住民票がある世帯で、既に配偶者等が給付金を受給している。
  - DV等を受けている配偶者等の扶養に入っている。
- 給付金を受給するためには、下記申請窓口での**手続きが必要**です。まずは申請窓口へご連絡ください。

※1 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外の世帯にお住まいの場合をいいます。

※2 このリーフレットでは、「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

### 支給対象と支給額

以下に該当する世帯に対し、1世帯あたり**7万円**を支給します。

基準日（令和5年12月1日）時点で江東区内に避難しており、避難している方の全員が令和5年度「**住民税均等割非課税**」の世帯

### 申請窓口

以下のいずれかの窓口で申請ください。

※受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日除く）

- 男女共同参画推進センター  
男女共同参画担当  
**03-3647-1163**
- 保護第一課相談係  
**03-3645-3106**
- 保護第二課相談係  
**03-3637-2707**

### 申請期限

**令和6年4月26日（金）**

**当日消印有効**

### お問い合わせ

江東区物価高騰重点支援給付金  
コールセンター

**0120-400-664**

受付時間 8:30～18:00（土・日・祝日除く）

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

※江東区物価高騰重点支援給付金（追加給付分）は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。

## 手続き・支給要件・必要書類等

以下のQ & Aを参考に、必要な書類をご用意の上、手続きください。

### Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。私は給付金を受給できませんか？

A 住民票がある世帯の方（配偶者等）が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が江東区へ避難しており、要件（DV避難中であることの証明、収入要件）を満たしている場合は給付金を受給できます。

#### DV等避難中であることを明らかにできる書類の例（児童手当準拠）

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等

### Q 配偶者からDVを受け避難しています。配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？

A 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている者とみなし、避難者全員が令和5年度住民税非課税である場合には受給できます。

### Q 受給するためには、どのような手続きが必要ですか？

A 最初に表面記載の申請窓口にご連絡ください。次に、窓口までお越しいただき、「配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している旨の申出書」をご記入・ご提出ください。その後、申請書をお渡ししますので、支給要件をご確認の上、必要書類とあわせて窓口にご返送ください。



#### 給付金を装った詐欺にご注意ください！

自宅や職場などに区役所職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、警察署や警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

